

吹田民主商工会

# いんぷお めしよん



吹田市川園町20-1  
TEL (06) 6383-2211  
FAX (06) 6383-8160  
http://www.suita-minshou.com  
suita-ms@jasmine.ocn.ne.jp

## 大阪府 休業要請支援金 Q&A

4月27日から大阪府の休業要請支援金の申込みが始まりましたが、コールセンターの電話回線がパンク状態で繋がらない状態が続いています。大阪商工団体連合会（大阪府内の民商の連合体）および日本共産党の石川たえ府会議員から問い合わせに対する回答をいただきました。

### 大阪商工団体連合会から

- ① **インターネット環境がない場合**  
申請用紙は「募集要項」10〜11Pのサンプルで代用可能。受付番号の取得・記載は不要です。民商で印刷した用紙があります。必要な方は事務所までお越しいただければ助かります。**申告関係で不足している書類があり不安な場合** 民商までお問い合わせください。

### 日本共産党府議会議員 石川たえさんから

- ① **休業要請支援金の必要書類に賃貸借契約の写しとあります**が、どうしてもないとダメですか？紛失してる場合はどうすればいいですか？  
施設の運営事業者であることを対象要件としているため、そのことを証明できる書類を提出していただく必要があります。紛失された場合は、賃貸借契約の相手方もしくは不動産仲業者に契約書のコピーを依頼するなど、一度ご相談いただけますようお願いいたします。
- ② **対象施設一覧の備考欄に、「ただし、100㎡以下の施設については、営業を継続する場合には、適切な感染防止対策の徹底を依頼」とありますが、これって結局対象？対象外？どっちでしょうか？**  
支援金支給対象となる施設のうち100㎡以下の施設につきましても、原則は休業をお願いしています。したがって、期間中に休業していただいている場合は対象になります。
- ③ **複数の飲食店ABC Dを、個人事業A店B店(個人事業主M)と法人事業C店D店(代表取締役M)とに分けて営んでいる場合、中小企業として100万円、個人事業主として50万円、両方申請して問題ないですか？**  
法人事業と個人事業それぞれが対象要件を満たしている場合は、法人の代表者と個人事業主とが同一人物であった場合でも両方も支給対象になります。したがって、両方申請していただいて問題ありません。本事例の場合、それぞれが全ての支給要件を満たす場合、個人事業主M氏（A店・B店）に対し50万円、法人の代表取締役M氏に対し100万円の支給となります。
- ④ **建設業を主たる事業とし、兼業でペット美容室経営の場合、対象要件の(3)令和2年4月の売上が前年同月対比で50%以上減少していることとあるが、これは対象となる施設のみの売上を比較するのか、それとも経営している全事業の売上を比較するのか、どちらでしょうか？**  
本支援金の申請は法人単位となりますので、法人全体の売り上げが、前年度同月と比べて50%以上減少している必要があります。
- ⑤ **音楽教室の経営形態が、同一場所において、月曜日O先生、水曜日K先生、金曜日A先生というように、複数の自然人が共同経営として運営事業者となっている場合、その全員がII. 対象要件(2)内の、「当該施設の運営事業者」となるのか。**  
それぞれが個人事業主として確定申告を行っており、それぞれの名義で賃貸借契約を締結しているなど、「当該施設の運営事業者」であることが証明できる場合は対象となります。

## 新型コロナ対策緊急要請書

### 吹田市から回答(2/2)

前回に引き続き要請書に対する吹田市からの回答(国保(続き)と税金、国への要望)を掲載いたします。

- (3) 税・保険料などについて
  - ④ 新型コロナウイルスに感染した被保険者には、国の財政全額支援(3月10日厚労省事務連絡)を生かして傷病手当を支給すること。(担当: 国民健康保険課)
  - 本市では、国の基準のとおり傷病手当を支給する方向で準備をしています。
  - ⑤ 新型コロナウイルスの流行は「納税の猶予」の災害事例に該当するため(3月9日国税庁指示)、個々の事情をよく聞き積極的に納税緩和制度を適用すること。事態が収束するまで滞納処分は行わないこと。(担当: 納税課)
- 納税者の生活や事業に支障をきたすことのないよう考慮してまいります。滞納処分につきましても新型コロナウイルス感染症による昨今の状況を踏まえ、より適切に対応してまいります。

- (4) 国に対し以下を要請すること
- ① 消費税を5%に戻すこと。中小業者の社会保険料の負担を軽減すること。(担当: 企画財政部)
- 社会保険と税の一体改革により、過去2回の消費税引き上げによる増収分は、全て社会保障経費(年金、医療、介護、子供、子育て支援)に充てることとされており、現行税率への引き上げは地方財政上においても必要な措置であると考えます。(担当: 国民健康保険課)
- 国民健康保険制度にかかる保険料等の負担軽減については、引き続き国、府に対して要望してまいります。
- ② 信用保証(担当: 地域経済振興室)  
融資額の百パーセントを保証する機器関連保証が初めて発動され、保証枠の更なる別枠の措置が行われていることから、中小企業、小規模事業者に対する資金繰りが厳しい状況にある中小企業者が利用しやすい保証制度の新設、運用を要望してまいります。
- ③、④ 雇用調整助成金(担当: 地域経済振興室)  
事業主への助成や個人への給付等の支援策など、感染症防止を迅速に進めるための交付金の範囲や交付率について、地域の事情にあわせ柔軟に活用できるように国に要望してまいります。

## 伝言板

### 消費税・所得税(税務署)の分納相談

5月8日(金) 13時00分  
税務署に14時到着をめどに移動します。相談を希望される方は**必ず**事前にご連絡ください。

### コロナ対策総合相談会(第2回)

5月7日(木) 14時00分 民商会館  
5月8日(金) 19時00分 民商会館

**必ずマスクを着用してお越しください**

お買い物は地元市場商店街で・商工業者の繁栄は市民と一緒！